

被保険者数が51人以上の企業等の

事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等：「特定適用事業所」といいます。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込がある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

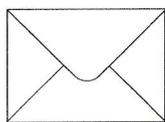
届出のご案内・書類作成スケジュール

令和6年10月以降、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等は適用拡大の対象事業所となるため、加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、令和6年9月上旬までに「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」を送付する予定です。

適用拡大の対象となる従業員についての届書の準備、社内周知・従業員への説明等の期間が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

通知でお知らせ

令和6年9月上旬まで



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、お知らせを送付します。

届出準備・作成



① 該当する項目E0で囲んでください。	② 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）
備考	
1. 70歳以上被用者該当	4. 退職後の継続再雇用者の取得
2. 二以上事業所勤務者の取得	5. その他（ ）

加入対象となる短時間労働者の資格取得届を準備します。

届出の提出



該当日の5日以内に届出を提出。
※短時間で効率的に届出できる電子申請をご利用ください。

「社会保険の適用拡大」に向けて早めの準備をお願いします。

詳しくは、「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？ 手引き」をご覧ください



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

